広島県強度行動障害支援者養成研修事業者等指定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 29 年 8 月 3 日障発 0803 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「運営要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（研修の内容及び目的等）

第２条　この要綱に規定する研修事業者の指定に係る研修は、「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、都道府県地域生活支援促進事業における「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」として位置づけられているものとする。

内容	目的
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	強度行動障害の状態にある者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする。
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修において習得した知識及び技術を深めるとともに、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする。

２　研修カリキュラムは、別紙１又は別紙２に定める内容に従ったものとする。なお、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差支えない。

（事業者の指定申請）

第３条　事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、研修の開講日の 180 日前から 30 日前までに広島県知事（以下「知事」という。）に申請しなければならない。

(1)　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2)　実施する研修課程

(3)　研修開始予定年月日

(4)　その他指定に関し必要があると知事が認める事項

（事業者の指定）

第４条　知事は、前条の申請があった場合、次に定める要件を満たすものについて、事業者の指定を行う。

(1) 申請者

ア　法人であること。ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす団体は、法人に準じて取り扱うものとする。

⑺　代表者を定め、団体の組織運営に関する責任関係を文書によって定めていること。

⑴　法人に準じた会計処理を適切に実施していること。

⑼　保健・福祉事業に関し、3 年以上の継続した活動実績を有すること。

イ　研修を適正かつ円滑に実施するために必要な人員、施設等の事務的能力及び研修の安定的

な運営に必要な財政基盤を有すること。

ウ　研修に係る経理を他の事業の経理と明確に区分し、会計帳簿、決算書類等研修に係る収支の状況を明らかにする書類を整備することができること。

エ　研修が、広島県内で行われること。

オ　研修に係る事務等を行うための事業所が広島県内に設置されていること。

カ　本要綱及び別に定める広島県強度行動障害支援者養成研修事業実施要領に従った内容の研修を継続的に毎年 1 回以上実施すること。ただし、研修の事業の休止を届け出たときは、この限りでない。

(2) 講師の配置

研修の講師は、次のいずれかに該当する者が実施すること。

ア 独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園が実施する指導者養成研修を修了した者又は同研修の講師等を経験した者

イ 強度行動障害支援者研修又はこれに類する研修の講師・ファシリテーターを経験した者

ウ 強度行動障害の状態にある者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者。そのうち実践研修を教授する者は、適切な支援計画を作成することが可能な者とする。

(3) 研修施設

十分な広さと設備を有しており、研修を実施するにあたり適切な環境条件にある会場を講義室及び演習室として確保すること。

(4) 学則

申請者が自らの研修の内容を明らかにするために、次に掲げる事項を記載した学則を定めること。

ア　開講目的

イ　申請者の名称、所在地及び事業者番号

ウ　研修内容及び講義の形式

エ　研修の名称

オ　実施場所（講義、演習を実施する施設の名称及び所在地）

カ　研修実施期間

キ　研修カリキュラム

ク　講師氏名

ケ　使用テキスト（テキストの名称及び出版社名等）

コ　添削指導、面接指導の体制、方法等（通信形式の場合のみ）

サ　研修修了の認定方法（通信添削課題の合格基準を含む）

シ　遅刻、早退及び欠席の取扱い

ス　補講の取扱い（実施方法及び補講に係る費用等を含む。）

セ　受講の取消し及び返金の有無

ソ　修了証書等の交付

タ　受講資格及び定員

チ　受講手続（募集要領等。受講決定方法を含む。）

ツ　受講料、演習費等及び支払い方法

テ　受講者の個人情報の取扱い

ト　受講中の事故等の対応

ナ　研修担当部署（担当者）及び連絡先（問合せ先）

二　その他研修に関する事項

2　知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を行わない。

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 22 条及び第 22 条の２に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(2)　第 17 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。

(3)　「広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱」（平成 24 年 8 月 20 日施行）第 17 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者

(4)　知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、アからウまでに掲げる研修又は研修の事業を行う者（以下「研修事業者」という。）としての指定等を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。

ア　「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第１条第３号から第７号及び第 20 号に規定する研修として指定等を受けた研修又は研修事業者

イ　介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第３条第１項第２号に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者

ウ　「難病特別対策推進事業について」（平成 10 年４月９日付健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第７の４の(6)に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者

(5)　障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。

(6)　介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。

(7)　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。

(8)　第 2 号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者であるとき。

(9)　居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、都道府県知事等が実

施する検査等が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査等の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が当該申請者に当該検査等が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者であるとき。

(10)　前各号に掲げる場合のほか、居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

(11)　申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。

ア　拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ　第１号に該当する者

ウ　第２号から第６号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者

エ　第７号及び第８号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者

(12)　社会福祉士及び介護福祉士法附則第６条に基づき、指定を受けた研修又は研修事業者で、社会福祉士及び介護福祉士法附則第７条に該当する者であるとき。

(13)　前各号のほか、適正な研修の実施能力を有しない者と認められる相当な理由があるとき。

３　知事は、申請の内容が適当でないと認めるときは、相当の期間を定めて申請の補正を求め、又は理由を付して申請を却下することができる。

（研修の指定申請）

第５条　事業者が研修を実施する場合は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、開講日の 180 日前から 30 日前までに知事に申請しなければならない。

(1)　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2)　研修の名称及び内容

(3)　研修日程及び実施場所

(4)　その他指定に関し必要があると知事が認める事項

２　前項の規定による申請は、事業者の指定を受けていない場合にあっては、第３条に規定する事業者の指定申請と併せて行うものとする。

（研修の指定）

第６条　知事は、前条の申請があった場合、第４条第１項に定める要件を満たすものについて、第２条第１項に掲げる研修として指定する。

２　第４条第２項及び第３項の規定は、前項の規定について準用する。

（受講者の募集）

第７条　事業者及び申請者は、前条に規定する研修の指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。

（修了証書の交付等）

第８条　事業者は、受講者を第２条第１項に掲げる研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）と認定した場合、研修修了者に対し、修了証書（様式第１号及び様式第２号）を遅滞なく交付しなければならない。

２　事業者は、修了証書の交付を受けた者から紛失等による再交付の申出があった場合は、修了証書の再交付をしなければならない。

３　事業者は、修了証書等の交付を受けた者から修了証書の記載事項の変更による書き換えの申出があった場合は、修了証書の書換交付をしなければならない。

４　前項の規定により修了証書の書換交付を行った事業者は、書換交付をした者の修了者名簿を速やかに知事に提出しなければならない。

（実施報告）

第９条　事業者は、各研修終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した修了者名簿及び別に定める書類を添付して、知事に報告しなければならない。

(1)　修了証書番号

(2)　研修修了者の氏名

(3)　修了年月日

(4)　その他必要があると知事が認める事項

２　事業者は、当該年度の事業終了後速やかに「強度行動障害支援者養成研修事業報告書」（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

３　知事は、前項の規定により提出された修了者名簿に記載された個人情報について、適正に管理する。

４　知事は、事業者が廃業等によって前条第項の規定による再交付又は同条第３項の規定による書換交付を行えなくなったと認める時は、当該事業者が実施した研修の研修修了者からの申出により、修了証明書等を再交付又は書換交付する。

（実施上の注意）

第 10 条　研修における修了期間は次のとおりとする。

(1)　基礎研修

原則として１月以内に修了すること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については２月の範囲内で修了することとして差支えないものとする。

(2)　実践研修

原則として２月以内に修了すること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については４月の範囲内で修了することとして差支えないものとする。

２　重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程は基礎研修と、行動援護従業者養成研修課程は基礎研修及び実践研修と重なる内容があることから、それぞれ合同で開催できるものとする。なお、合同で開催する場合には、その研修課程に係る修了証書をそれぞれ交付することとする。

３　前項の規定により合同で開催する場合は、「広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱」及び「広島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領」（平成 23 年 12 月 16 日施行）に規定の手続きを要することとする。

（変更の届出）

第 11 条　事業者は、指定を受けた内容又は研修内容に関して変更が生じた場合は、変更の内容を記載した書類を、変更を決定した日から 10 日以内に知事に届け出なければならない。

（研修中止の届出）

第 12 条　事業者は、指定を受けた研修をやむを得ない事情により中止する場合は、次に掲げる事項を記載した書類を、中止を決定した日から 10 日以内に知事に届け出なければならない。

(1)　中止する研修の名称
(2)　中止する研修の内容
(3)　中止する研修日程
(4)　中止する理由
(5)　その他必要があると知事が認める事項

（事業休止の届出）

第 13 条　事業者は、当該年度において研修を実施しない場合は、次に掲げる事項を記載した書類を、休止を決定した日から 10 日以内に知事に届け出なければならない。

(1)　休止する研修の名称
(2)　休止する研修課程
(3)　休止する年度
(4)　休止する理由
(5)　その他必要があると知事が認める事項

（事業再開の届出）

第 14 条　事業者は、休止した研修の事業を再開する場合は、次に掲げる事項を記載した書類を、再開を決定した日から 10 日以内に知事に届け出なければならない。

(1)　再開する研修の名称
(2)　再開する研修の内容
(3)　再開年月日
(4)　その他必要があると知事が認める事項

（事業廃止の届出）

第 15 条　事業者は、研修の事業の全て又は一部の課程を廃止する場合又は２年を超えて研修を実施しないこととした場合は、次に掲げる事項を記載した書類を、廃止を決定した日から 10 日以内に知事に届け出なければならない。

(1)　廃止する研修の名称
(2)　廃止する研修の内容

(3)　廃止年月日
(4)　廃止する理由
(5)　その他必要があると知事が認める事項

2　知事は２年を超えて研修を実施していないにもかかわらず、事業廃止の届出を提出していない事業者は、事業を廃止したものとみなす。

3　事業を廃止した事業者は知事が第９条第３項に該当すると認める場合を除き、引き続き第８条第２項から第４項までの業務（修了証明書等の再交付、記載事項の書換交付及び書換交付に伴う知事への報告）を継続して実施しなければならない。

（調査等）

第 16 条　知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対し質問し、若しくは事業所に立ち入り、研修に関する書類や設備・教材等を調査することができる。

2　知事は、前項の調査の結果、研修の実施に関して必要があると認めるときは、その事業者に対して是正又は改善を求めることができる。

3　知事は、前項に定める是正又は改善が認められるまで、研修の中止を求めることができる。

（勧告、命令等）

第 17 条　知事は、事業者が第４条第１項に定める要件を満たしていないと認めるときは、事業者に対し、期限を定めて、要件を満たすべきことを勧告することができる。

2　知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　知事は、第１項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

（指定の取消し等）

第 18 条　知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1)　事業者又はその代表者が、第４条第２項各号のいずれかに該当することとなったとき
(2)　第３条から第６条に規定する申請、第９条に規定する報告、第１１条から第１５条に規定する届出について虚偽があったとき
(3)　事業者が、虚偽又は偽造した修了証書等を研修修了者又はその他の者に交付したとき
(4)　事業者が、第１６条第 1 項の規定により報告又は書類の提出若しくは提示を命ぜられてもこれに従わず、又は虚偽の報告を行ったとき
(5)　事業者が、第１６条第 1 項の規定により出頭を求められてもこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
(6)　事業者が、前条第３項の規定による命令に、正当な理由なく定める期間内に従わなかった

とき

(7)　前各号に掲げる場合のほか、事業者が、研修の実施に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき

（聴聞の機会）

第 19 条　知事は、第４条又は第６条に定める指定を行わない場合又は前条に定める指定の取消し等を行う場合、当該事業者に対し、弁明の機会を与えるための聴聞を行う。

（関係書類の保存）

第 20 条　事業者は、研修の実施に係る関係書類を備え、各研修の終了する年度の最後の日から５年間保存しなければならない。ただし、修了者名簿は永久保存とする。

２　事業者は、書類の管理にあたっては、安全かつ適正な措置を講じなければならない。

（安全管理）

第 21 条　事業者は、研修の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の保護）

第 22 条　事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。

２　事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第 23 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年３月６日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正前の広島県強度行動障害支援者養成研修等事業者指定要綱（以下「旧要綱」という。）別紙１又は別紙２に定める内容は、この要綱による改正後の広島県強度行動障害支援者養成研修等事業者指定要綱（以下「新要綱」という。）別紙１又は別紙２に定める内容にかかわらず、令和３年３月 31 日までの間は、その効力を有する。

３　この要綱の施行の際に、現に旧要綱第４条第１項に基づき指定を受けている事業者は、なお施行日から令和３年３月 31 日までの間は、新要綱別紙１又は別紙２に定める内容に代えて、旧要綱別紙１又は別紙２に定める内容により、当該事業を行うことができる。

４　施行日から令和３年３月 31 日までの間に、第２項の規定によりなおその効力を有することとされた旧要綱別紙１又は別紙２に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から旧要綱第８条第１項による修了証書の交付を受けた者は、新要綱別紙１又は別紙２に定める内容の研修課程を修了し、修了証書の交付を受けた者とみなす。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和２年５月 29 日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和５年５月１日から施行から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年６月１日から施行から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この要綱による改正後の広島県強度行動障害支援者養成研修事業者等指定要綱に基づく研修の実施に必要な指定の申請その他の準備行為は、附則第１項に規定する施行の日前においても行うことが出来る。